

# 訪問看護の概要と指定要件

## I 訪問看護について

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

自宅における介護や看取りが重要な課題となっている昨今において訪問看護の需要は非常に高まってきており、ニーズの高いサービスです。訪問看護は開業のために大規模な施設を用意する必要がないため、比較的低予算での開業が可能ですが、看護師・准看護師が人員基準上必要になるため、採用コストや人件費が他のサービスと比べて高くなります。

訪問看護事業を開業するためには、事業所の所在地となる都道府県に「介護事業者指定申請」を行い、指定介護事業者として許可を受ける必要があります。

## II 訪問看護事業の指定要件

訪問看護の指定を受けるためには、下記の①～③の基準を全て満たす必要があります。

①法人格があること

②下記のA、Bの人員を必要人数配置していること

### A. 管理者

◎常勤専従で1名配置、正看護師である必要があります。

### B. 訪問看護師

◎常勤換算方法で2.5以上配置、下記いずれかの資格を備えている必要があります

(1) 看護師

(2) 准看護師

※常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の1週間の合計勤務時間を、常勤職員が1週間に勤務すべき勤務時間（32時間を下回る場合は32時間で計算）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

「常勤換算後の人数 =  
訪問看護師の1週間の合計勤務時間 ÷ 事業所の常勤職員の1週間の勤務時間」

③訪問看護を行う事業所があり、かつ下記A、B、Cの区画・設備があること

### A. 事務室

◎職員・設備備品が収容できる広さであることが必要です

### B. 相談室

◎遮へい物の設置等で、相談内容が漏れないように配慮する必要があります

### C. 従業員の手洗い場

◎消毒のための備品、滅菌設備等を設置する必要があります

